

宝塚市の人事行政の状況にかかる公表について

職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。

この公表は「広報たからづか」12月1日号で掲載していますが、広報誌での掲載は、紙面の都合上、概要版となっておりますので、本資料での公表は、総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と職員手当を合わせたもので、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などのバランスを考えて、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（地方公共団体給与情報等公表システム）をご覧ください。

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度の人件費率
平成24年度	人 233,967	千円 69,235,973	千円 947,395	千円 14,668,082	21.2%	22.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費計				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
平成24年度	人 1,317(178)	千円 5,589,505	千円 1,798,286	千円 2,164,078	千円 9,551,869	千円 6,389	千円 6,382

(注)

1. 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字化の指標となります。
2. 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。再任用短時間勤務職員は（）人数に別掲しています。
3. 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。
4. 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 総人件費削減の取り組みについて

職員給与の抑制と職員定数の削減により総人件費の削減を図っています。

① 給与減額の状況

平成26年1月1日から国の要請等を踏まえた減額措置に取り組んでいます。

(給料・報酬) 5～1.3% (手当) 地域手当に左記減額分を反映

(ラスパイレス指数) 平成25年4月1日時点 110.0 参考値 101.6

平成26年1月1日時点 108.4 参考値 100.2

※ラスパイレス指数については「(4) ラスパイレス指数の状況」を参照。

※参考値は国家公務員の時限的な(2年間)臨時特例減額の影響を除いた値です。

※平成26年1月1日時点の値については、宝塚市は定期昇給後の平成26年1月1日時点、国は定期昇給前の平成25年4月1日時点のそれぞれの給与水準を比較しています。

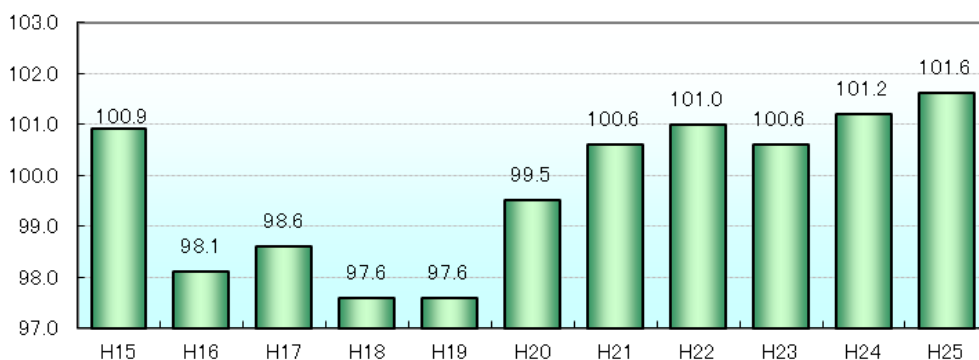
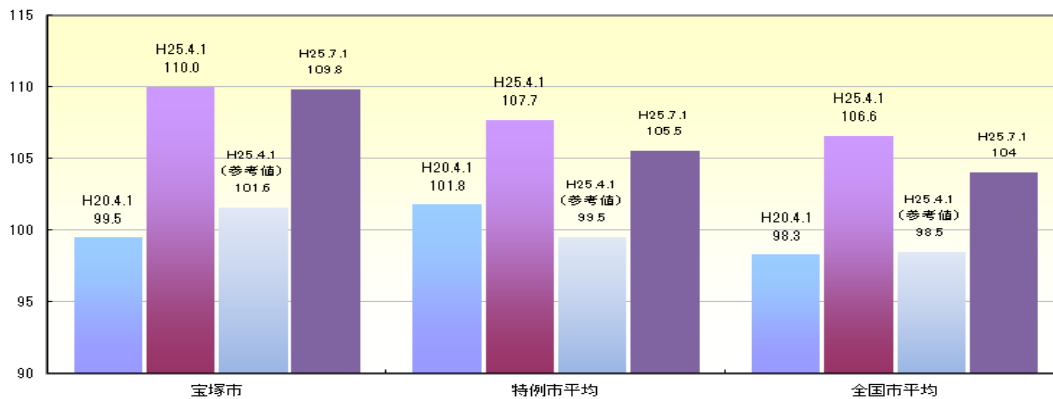
② 特別職の給与の抑制

特別職の給与の見直し、自主カットによる削減(市長10%、副市長7%、教育長・上下水道事業管理者・病院事業管理者5%)

③ 職員定数の削減

事業の見直し、民間活力の導入、退職者補充の抑制などにより職員数の適正化を図っています。

(4) ラスパイルス指数の状況



(注)

- ラスパイルス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 「参考値」は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の数値です。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース)(円)
宝塚市	43.3 歳	341,043	461,593	436,051
兵庫県	44.2 歳	338,368	435,954	386,748
国	43.1 歳	307,220(332,446)	-	376,257 (405,463)
類似団体	42.3 歳	328,044	415,453	377,186

② 技能労務職

区分	公務員			民間			参考 A / B		
	平均年齢	人数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種		平均年齢	平均給与 月額 (B)
宝塚市	43.0 歳	185人	329,809	415,910	394,913	—	—	—	
清掃職員	42.3 歳	48人	327,133	440,236	395,814	廃棄物処理従業員	44.6 歳	290,600	151.49%
給食調理員	41.5 歳	53人	317,709	383,814	380,391	調理師	42.8 歳	247,200	155.26%
用務員	44.6 歳	44人	342,030	433,622	410,128	用務員	53.7 歳	202,700	213.92%
兵庫県	52.1 歳	623人	332,135	399,381	364,202	—	—	—	
国	49.9 歳	3,272人	272,119 (286,850)	—	309,534 (325,400)	—	—	—	
類似団体	47.2 歳	178人	324,166	386,748	362,478	—	—	—	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	—	—	—
清掃職員	6,829,591	3,980,600	171.57%
給食調理員	6,133,886	3,304,100	185.64%
用務員	6,769,954	2,809,400	240.98%

(注)

- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません（技能労務職の宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含まれません。技能労務職の民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者を含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なるため、正確な比較値ではありません）。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 22 年～24 年の 3 年平均）。
- 年収ベースの「市職員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
宝塚市 (幼稚園教諭)	39.9 歳	307,317	384,170
兵庫県	42.7 歳	361,006	414,795
類似団体	41.1 歳	319,938	371,382

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
宝塚市	37.5 歳	298,498	410,212
類似団体	39.8 歳	316,441	410,359

(注)

- ①から④の各表の「平均給料月額」は、平成 25 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 国家公務員における「平均給料」及「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。
- 技能労務職のうち「職員数」については、類似団体以外は総職員数、類似団体は平均職員数です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	181,500	174,688	163,987 (172,200)
	高校卒	152,000	141,177	133,418 (140,100)
技能労務職	高校卒	152,000	137,562	137,200
	中学卒	133,700	—	129,200
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	181,500	対応職種なし	対応職種なし
	短大卒	166,100		
消防職	大学卒	189,300		
	高校卒	159,400		

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値 (減額前) です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,200	363,460	393,371	421,806
	高校卒	212,100	330,450	369,150	392,633
技能労務職	高校卒	—	319,338	353,150	378,800
	中学卒	—	290,460	327,617	370,925
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	273,100	—	—	—
消防職	大学卒	282,400	358,450	391,900	401,767
	高校卒	259,300	—	—	—

(注) 「—」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していません。

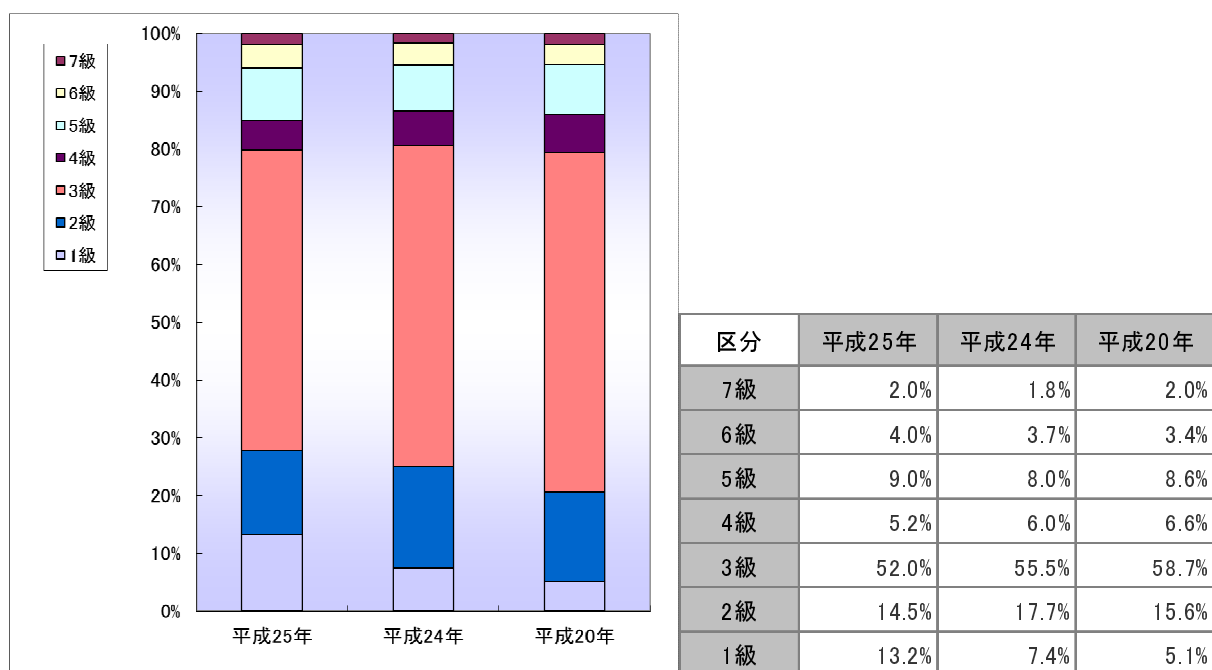
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数 及び給料表の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	12人	2.0%	399,500円	497,800円
6級	室長	24人	4.0%	366,300円	493,600円
5級	課長	54人	9.0%	326,200円	449,700円
4級	副課長	31人	5.2%	294,200円	433,800円
3級	係長・主任	311人	52.0%	224,300円	418,900円
2級	事務職員・技術職員	87人	14.5%	172,900円	369,100円
1級	事務職員・技術職員	79人	13.2%	125,200円	251,600円

(注)

1. 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 事評価の実施及び給与等処遇への反映状況

① 人事評価の実施状況

- I. 昇格選考対象者等に対して勤務成績の評価を実施しています。
- II. 平成15年度から管理職を対象に人事評価制度を段階的に導入し、また平成19年度からは全職員を対象とした人事評価制度を試行的に導入し、職員1人ひとりの能力向上を図っています。

② 勤勉手当への勤務実績の反映状況

- I. 平成21年6月から管理職員を対象に人事評価結果を勤勉手当に反映しています。
- II. 懲戒処分、病欠休暇等による成績率の調整を実施しています。

③ 定期昇給への勤務実績の反映状況

- I. 平成22年1月から管理職員を対象に人事評価結果を定期昇給に反映しています。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
	千円		千円		千円	
一人当たり平均支給額 (平成24年度)	1,456		1,625		-	
支給割合 (平成24年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.25)月分	1.35月分 (0.85)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 2%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% (抑制後 4%~10%) ・ 管理職加算 10%~20% (抑制後 5%~10%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

宝塚市			国		
勤続年数	自己都合	勸奨・定年	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他加算措置 定年前早期退職特別措置 2~20%			その他加算措置 定年前早期退職特別措置 2~20%		
一人当たり平均支給額	6,505千円	27,338千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給実績(平成24年度決算)		723,788千円	
支給職員一人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		486千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	12%	1,313人	12%

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	39,737千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	89千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度決算)	30%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の内容

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
(1) 清掃作業等手当	クリーンセンターに勤務する職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	8,156千円	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
(2) 災害対策業務 従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場における災害対策業務に従事したとき	46千円	1日 1,500円
(3) 防疫手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で当該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事したとき	0千円	1日 290円
(4) 行旅病人等処理 手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
(5) 火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	死体の火葬に従事したとき	1,963千円	1回 500円
(6) 年末年始特別 勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務したとき	3,644千円	1日 5,500円
(7) 消防夜間特殊 勤務手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	14,707千円	1当務 700円
(8) 消火等業務手当	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,262千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救命士	救急業務に出動したとき	4,669千円	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
	消防本部に勤務する救急救命士以外の隊員	救急業務に出動したとき	1,728千円	1回 150円
(9) 高所等作業手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において消防業務等に従事したとき	93千円	1回 220円
		潜水作業に従事したとき	34千円	1回 310円
(10) 主任技術者等 手当	当該業務に従事した職員	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任されたもの	662千円	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
(11) 緊急運転業務 手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	251千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	11千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	652千円	1回 50円
(12) 監督指導手当	当該業務に従事した職員	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	180千円	月額 15,000円
		相当数の作業員等を指揮監督する作業長	965千円	月額 10,000円
		数人の作業員等を指揮監督する班長	2,181千円	月額 4,000円
(13) 医師特別調整 手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたものうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。)	2,280千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成24年度	228,737千円	153千円
平成23年度	207,392千円	137千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 16～22歳の特定期間に対する加算各5,000円	同		162,167千円	231,337円
住居手当	借家等居住者 限度額 27,000円 持家に居住する世帯主である職員 5,300円 (新築または購入から15年間は6,800円)	異	支給無し	120,810千円	127,571円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円 自動車、単車などの使用者 通勤距離別(2キロ以上)に支給 自動車は2,000円から29,500円、単車などは2,000円から24,500円	異	(自動車・単車の両方)2,000円から24,500円	132,416千円	102,410円
管理職手当	理事・技監 89,000円 部長級 82,000円 室長級 71,000円 課長級 62,000円 副課長級 49,000円 係長級 40,000円 係長級のみ加給金あり (正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1ヵ月10時間を超えた場合に、20時間を限度に勤務1時間当たり1,800円)	異	職責に応じて 46,300円から 139,300円	322,655千円	653,148円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給(ただし役職者以外のみ)	同		61,880千円	174,310円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき、4,200円を支給	同		54千円	4,500円
管理職員特別勤務手当	副課長級以上の職員が勤務を要しない日又は休日に勤務した場合1日につき次の額を支給 部長級 10,000円、室長級 8,000円、課長級 6,000円、副課長級 4,000円	異	最高 12,000円	4,190千円	29,097円

5. 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等			
		給料月額【()内は、減額措置を行う前の金額】		(参考)類似団体における最高及び最低額	
給料	市長	889,000 円	(988,000 円)	最高額	1,130,000 円
	副市長	748,000 円	(804,000 円)	最低額	463,500 円
報酬	議長	683,000 円	(719,000 円)	最高額	950,000 円
	副議長	613,000 円	(646,000 円)	最低額	637,000 円
	議員	563,000 円	(593,000 円)	最高額	770,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成24年度支給割合) 2.95月分		最高額	720,000 円
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 2.95月分		最低額	466,000 円
退職手当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 × 在職月数 × 0.41		17,495,520 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.25		8,976,000 円	

(注)

- 1 地域手当として市長、副市長に給料月額の 12%を支給しています。
- 2 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。
- 3 「1期の手当額」は、平成 25 年 4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6. 職員数の状況

1. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

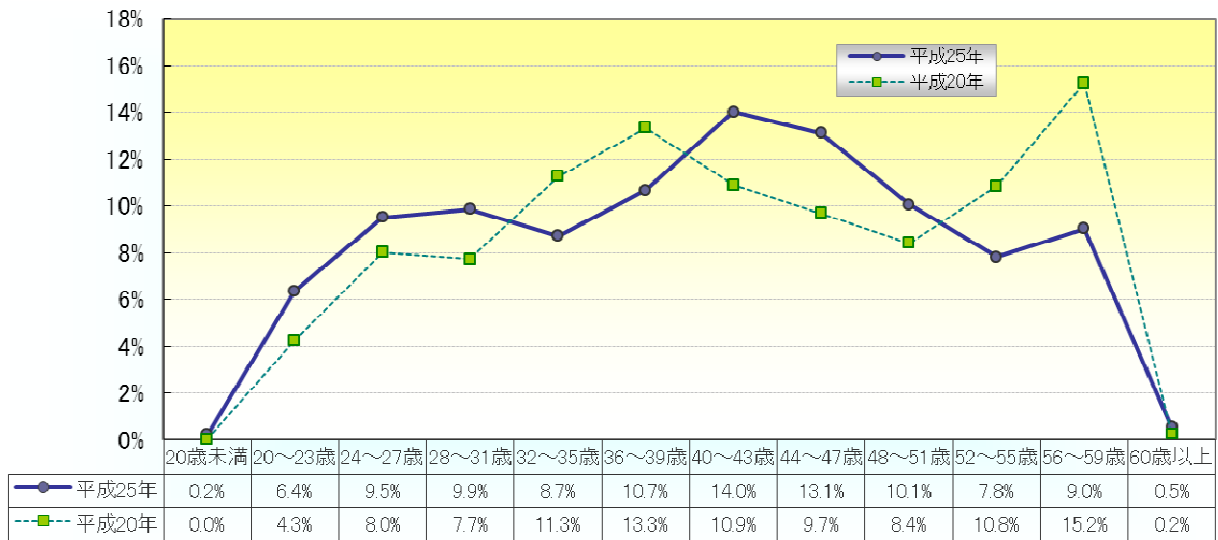
		職員数（一般職）		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	
		総務	191	189	△2	再任用職員の活用による。
		税務	54	55	1	職員の充実による。
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	15	16	1	担当課長の配置による。
		土木	121	117	△4	再任用職員の活用による。
		民生	299	295	△4	老人ホームへの指定管理者制度の導入による。
		衛生	123	129	6	職員の充実による。
	計	827	825	△2	(参考)人口1万人当たり職員数 36.26人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 44.12人)	
	教育部門	262	262	0		
	消防部門	229	229	0		
小計	1,318	1,316	△2	(参考)人口1万人当たり職員数 56.25人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 62.82人)		
公営企業等会計部門	病院	535	543	8	職員の充実による。	
	水道	84	82	△2	業務の見直しによる。	
	下水道	19	20	1	職員の充実による。	
	その他	44	45	1	特定検診業務の事務移管による。	
	小計	682	690	8		
合計	2,000 (2,546)	2,006 (2,546)	6 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 85.74人		

(注)

- ① 職員数は、一般職に属する職員数です。
- ② 合計欄の () 内は、条例定数の合計です。
- ③ 上表は、定員管理調査に基づく数値です（国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます）。

※定員適正化計画後期計画では、平成22年4月1日に目標数の129人を上回る247人を減員し、計画を達成しました。平成25年4月1日時点で、前年度に比べて職員数が増加しているのは、医療環境の整備への対応のためです。今後も引き続き、平成23年3月に策定した定員適正化計画に基づき、地方公営企業（上下水道事業および病院事業）の職員を除く職員について平成22年4月1日から平成28年4月1日までの6年間で85人削減すること等に取り組み、定員の適正化に努めます。

2. 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成20年	1人	89人	168人	162人	236人	279人	228人	203人	176人	227人	319人	5人	2,093人
平成25年	5人	128人	191人	198人	175人	214人	281人	263人	202人	157人	181人	11人	2,006人

3. 部門別職員数の推移

単位：人

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
一般行政	938	895	861	837	827	825	△113 (△11.6%)
教育	291	283	275	269	262	262	△29 (△9.4%)
消防	230	228	219	216	229	229	△1 (△0.4%)
その他	48	52	52	48	44	45	△3 (△7.1%)
普通会計	1,507	1,458	1,407	1,370	1,362	1,361	△146 (△9.4%)
公営企業会計部門	586	572	594	619	638	645	59 (9.7%)
総合計	2,093	2,030	2,001	1,989	2,000	2,006	△87 (△4.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数